

県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第20条並びに神奈川県県営住宅条例施行規則（平成10年神奈川県規則第4号。以下「施行規則」という。）第20条（家賃の減免申請）、同第23条（家賃の徴収猶予）、同第26条（敷金の減免及び徴収の猶予）、に関して必要な事項を定めるものとする。

(一般減免基準)

第2条 施行規則第20条第2項第1号及び第2号により定める額は、80,000円とする。

2 施行規則第20条第2項第1号及び第2号に該当する者の家賃は、前項による額以下について、次に掲げる表の所得月額(施行規則第20条第2項第1号に規定する「所得月額」をいう。以下同じ。)の欄の区分に応じ、減免率の欄の率を家賃額に乗じて算出した額を減額する。

所得月額	減免率
0～20,000	60%
20,001～30,000	50%
30,001～40,000	40%
40,001～60,000	30%
60,001～80,000	20%

3 施行規則第20条第2項第3号に該当する者においては、家賃額の50%を減額する。

4 施行規則第20条第3項第1号に該当する者については、住宅扶助額を超える額を減額する。

5 施行規則第20条第3項第2号に該当する者については、家賃を免除する。

(特別減免対象)

第3条 施行規則第20条第2項第4号におけるその他特別の事情のある

者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (2) 児童相談所の長、知的障害者更正相談所の長、精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により、重度の知的障害であると判定された者又はこれと同程度の精神障害を有すると判定された者
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2特別項症から第3項症までの欄に掲げられる障害を有する者
- (4) 第1号から第3号までに掲げるもの以外の者で所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第29号に該当する者
- (5) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、同法施行規則の別表第5号の3級又は4級に該当する障害を有する者
- (6) 児童相談所の長、知的障害者更正相談所の長、精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により、中度の知的障害であると判定された者又はこれと同程度の精神障害を有すると判定された者
- (7) 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、恩給法別表第1号表ノ2第4項症から第6項症までの欄に掲げられる障害を有する者
- (8) 入居者が学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く）、同法第82条の2に規定する専修学校若しくは同法第83条に規定する各種学校に就学している未成年者（高等学校を卒業した後又は専修学校の高等過程を終了した後、専修学校又は各種学校に就学している者を除く）を扶養している配偶者のいない者
- (9) 入居者が60歳以上で、同居者のすべてが次のいずれかに該当する者
 - ア 配偶者
 - イ 乳幼児、児童又は生徒（前号に規定する未成年者と同じ）

ウ 60歳以上の者

- (10) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けた者で、同法施行令（昭和49年政令第295号）第10条及び第20条の表の特級及び1級に該当する障害を有する者
- (11) その他、各号に準じる特別の事情により住宅営繕事務所長が必要と認める者

（特別減免基準）

第4条 前条第1号から第4号に該当する者については、所得月額が158,000円を超え214,000円以下の場合においては家賃額の30%を減額し、同所得月額が158,000円以下の場合においては家賃額の50%を減額する。

2 前条第5号から第10号に該当する者については、前項の例による所得月額が123,000円を超え158,000円以下の場合においては、家賃額の10%を減額し、同所得月額が104,000円を超え123,000円以下の場合においては家賃額の20%を減額し、104,000円以下の場合においては、家賃額の30%を減額する。

3 その他、住宅営繕事務所長が特に必要と認めた場合は、前各項に準じて家賃を減免することができる。

（端数処理）

第5条 第2条及び前条による減免額に100円未満の端数を生じた場合は、端数を切り上げる。

（家賃の減免適用除外）

第6条 次の各号に該当する者は、家賃の減免を受けることができない。

（1）家賃を滞納している者。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 滞納月数が3月未満の者

イ 訴訟により和解（即決和解を含む。）した者

ウ 弁済意思があり、その確認が誓約書等で確認できる者

（2）住宅営繕事務所長から住宅の交換若しくは明渡しを指示され、正当な理由なくしてこれに従わない者

（3）第2条及び第3条に重複して該当する者については、あわせて減免は行わない。

(4) 施行規則第22条第3項第2号又は第3号に該当する者。

(家賃の減免申請手続)

第7条 施行規則第20条第1項に定める減免を受けることができる事由

に該当することを証する書類とは、入居者及び同居者の住民票、収入の額を証明する書類及び次の各号に掲げる書類とする。

(1) 施行規則第20条第2項第2号に該当する者については、疾病者に係る医師の診断書及び療養に要した又は要する費用を証明する書類

(2) 同条第2項第3号に該当する者については、災害により被った損害を証明する書類

(3) 同条第3項第1号又は第2号に該当する者については、住宅扶助額又は住宅扶助料の支給を停止されたことについての福祉事務所長又は福祉事務所を設置しない町村にあっては町村長の証明書

2 第3条に該当することを証する書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 同条第1号から第7号に該当する者については、その該当事項を証明する書類

(2) 同条第8号又は第9号(イ)に該当する者については、在学証明書。ただし、中学生以下は除く。

(3) 同条第10号に該当する者については、障害補償費又は児童補償手当の受給を証明する書類

(4) 同条第11号に該当する者については、住宅営繕事務所長が必要と認める書類

3 第1項の収入の額を証明する書類とは、次に掲げる書類等をいう。

(1) 申請の日の属する月の過去1年間の収入の額を証明する書類(就職後1年を経過しない場合等、その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当な事由がある場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から申請の日の属する月の前月までの収入証明書類)

(2) 市区町村長の発行する収入の額を証明する書類

(3) 年金、恩給等を受給している者にあつては、それらの受給証明書等の写し

(4) 失業中の者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し

(5) 18歳以上の者で無職の者にあつては、扶養されていることを証明する書類又は民生委員によるその事実を証明する書類

(6) 仕送り、その他生計費の出所を明らかにする書類

(家賃の減免承認)

第8条 住宅営繕事務所長は施行規則第20条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、理由があると認めるときは申請の翌月から家賃を減免するとともに、県営住宅家賃減免承認書(第1号様式)により、また、理由がないとするときは県営住宅家賃減免不承認通知書(第2号様式)により入居者に通知するものとする。

(家賃の減免期間)

第9条 施行規則第20条による家賃の減免期間は、4月から翌年3月末までの1年間とする。ただし、新規申請に係わる期間は承認した月から新たに到来する3月末までとする。

2 前項に規定する減免の期間は、申請により更新することができる。

3 施行規則第20条第2項第2号に該当する場合は、入院加療期間とする。

4 施行規則第20条第2項第3号に該当する場合は、被災した月又は入居した月から6月以内とする。

(家賃の減免更新申請)

第10条 減免期間満了後引き続き減免を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月の月末までに改めて施行規則第20条第1項の申請手続きをとらなければならない。ただし、1月から2月までに新たに申請し、承認された者は、翌年度適用分についても、申請手続きをとったものとみなし、第8条の規定を準用するものとする。

(家賃の減免取消)

第11条 施行規則第21条第2項、同第22条第2項及び第3項の規定により家賃の減免事由を取り消したときは、県営住宅家賃減免取消通知書(第3号様式)により通知する。

2 第6条第1号イ及びウにより家賃の減免を受けた者が、和解又は誓約書等の内容どおり履行しない場合は、施行規則第22条第3項の規定によるものとする。

3 住宅営繕事務所長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)の調査又は入居者、同居者及び県営住宅の近隣に居住する者等(以下、「入居者、同居者及び近隣居住者等」という。)からの申出等を受けて、条例第

26条、条例第28条から第31条までの規定に違反していることが判明した者について、次により対応することができる。

- (1) 指定管理者の調査又は入居者、同居者及び近隣居住者等からの申出等を受けて、違反が疑われる者に対しては、当該住宅の現地訪問等により実態を確認する。ただし、別に定めのある場合は、定めに従い実態を確認し、指導を行う。
- (2) 前号により条例違反が判明した者には、条例違反であることを説明した上で、確認書（第3号様式の2）により指導を行う。ただし、確認書（第3号様式の2）は、必要に応じて別の書面に代えることができる。
- (3) 前号による指導後、複数回訪問又は電話等で是正状況を確認し、一定期間経過後も指導に応じないときは、家賃減免取消予告通知書（第3号様式の3）を送付する。通知をした日の属する月の2月を経過した月の末日を対応期限とし、対応期限までには是正がない場合、対応期限の翌月の1日より、第1項により家賃の減免を取り消すことができる。

4 住宅営繕事務所長は、指定管理者の調査又は入居者、同居者及び近隣居住者等からの申出等を受けて、条例第27条に違反していることが判明した者について、次により対応することができる。

- (1) 指定管理者の調査又は入居者、同居者及び近隣居住者等からの申出等を受けて、条例第27条の違反が疑われる者に対しては、当該住宅を現地訪問した上で、実態を確認する。ただし、別に定めのある場合は、定めに従い実態を確認し、指導を行う。
- (2) 前号により条例第27条の違反が判明した者には、条例違反であることを説明した上で、確認書（第3号様式の2）により指導を行う。ただし、確認書（第3号様式の2）は、必要に応じて別の書面に代えることができる。
- (3) 前号による指導後、複数回訪問又は電話等で是正状況を確認し、一定期間経過後も指導に応じないときは、家賃減免取消予告通知書（第3号様式の3）を送付する。通知をした日の属する月の2月を経過した月の末日を対応期限として、対応期限までには是正がない場合、対応期限の翌月の1日より、第1項により家賃の減免を取り消すことができる。

5 住宅営繕事務所長は、指定管理者の調査、入居者、同居者及び近隣居住者等からの申出又は各団地自治会からの申出等を受けて、条例第24

条第3項、条例第25条各号及び施行規則第29条第2項に掲げる費用の不払が判明した者について、次により対応することができる。

- (1) 指定管理者の調査、入居者、同居者及び近隣居住者等からの申出又は各団地自治会からの申出等を受けて、条例第24条第3項、条例第25条各号及び規則第29条第2項に掲げる費用の不払が疑われる者に対しては、当該住宅の現地訪問等により実態を確認する。ただし、別に定めのある場合は、定めに従い実態を確認し、指導を行う。
- (2) 前号により条例第24条第3項、条例第25条各号及び規則第29条第2項に掲げる費用の不払が判明した者には、条例違反であることを説明した上で、確認書（第3号様式の2）により指導を行う。ただし、確認書（第3号様式の2）は、必要に応じて別の書面に代えることができる。
- (3) 前号による指導後、複数回訪問又は電話等で是正状況を確認し、一定期間経過後も指導に応じないときは、家賃減免取消予告通知書（第3号様式の3）を送付する。通知をした日の属する月の2月を経過した月の末日を対応期限として、対応期限までに不払を解消しない場合、対応期限の翌月の1日より、第1項により家賃の減免を取り消すことができる。

6 住宅営繕事務所長は、施行規則第22条第3項第1号に違反していることが判明した者について、次により対応することができる。

- (1) 減免後の家賃を3月以上滞納していることが確認できた者に対して、原則として、収納管理課非常勤料金徴収員又は入居管理課職員が訪問等を行い、家賃減免取消予告通知書（第3号様式の4）を用いて、家賃滞納が3月以上であることを告知する。告知をした日の属する月の末日の翌日又は、告知をした日から1週間を経過した日のいずれか遅い日を納付期限とし、納付期限までに滞納が解消されないときは、納付期限の翌月から、第1項により家賃の減免を取り消すものとする。

（家賃の徴収猶予）

第12条 住宅営繕事務所長は、施行規則第23条第1項の規定により家賃の徴収猶予の申請があった場合は、その内容を審査し、理由があると認めるときは、県営住宅家賃徴収猶予承認書（第4号様式）により、また、理由がないとするとときは、県営住宅家賃徴収猶予不承認通知書（第5号様式）により、入居者に通知するものとする。

(家賃の徴収猶予の取消)

第13条 施行規則第24条第2項の規定により家賃の徴収猶予を取り消したときは、県営住宅家賃徴収猶予取消通知書(第6号様式)により通知する。

(家賃の徴収猶予基準)

第14条 家賃の徴収猶予基準については、別に定めるものとする。

(敷金の減免)

第15条 条例第22条第2項に規定する敷金の減免基準は、入居者及び同居者の収入の額が、次に掲げる表の所得月額のカラムの区分に応じて減免額のカラムのとおり減免する。ただし、生活保護法(昭和24年法律第144号)第33条の規定による住宅扶助を受けている者は、全額を免除する。

所得月額	減免額
0～40,000	全額
40,001～80,000	1月分

(敷金の減免申請)

第16条 施行規則第26条により敷金の減免申請を受けようとする者は、県営住宅敷金減免(徴収猶予)申請書に第7条第3項の例による収入の額を証明する書類及び前条ただし書に該当する者は市町村の福祉事務所長又は福祉事務所を設置しない町村にあっては町村長の生活保護を受けている旨の証明書を添付しなければならない。

(敷金の減免承認)

第17条 住宅営繕事務所長は、施行規則第26条の申請があった場合は、その内容を審査し、理由があると認めるときは、県営住宅敷金減免承認書(第7号様式)により、また、理由がないとするときは県営住宅敷金減免不承認通知書(第8号様式)により入居者に通知する。

(敷金の徴収猶予)

第18条 敷金の徴収猶予については、別に定めるものとする。

(準用)

第19条 条例第20条第4号に基づき、第3条に定める特別減免対象者で第4条に定める基準の適用にあたっては、減免適用除外、減免申請手続、減免承認、減免期間、減免更新申請及び減免取消については、それぞれ、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年12月1日施行の「県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱」は、廃止する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同年6月1日から適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、第3条の規定に該当するとして現に減免を受けている者で、改正要綱の施行後に減免の割合が低下する者の家賃については、家賃の急激な上昇を緩和するため、減免後の家賃を10年の間で段階的に引き上げる措置を講じる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第3条の規定に該当するとして現に減免を受けている者で、公営住宅法施行令第2条第2項に定める収入区分に変更がない場合には、減免後の家賃の上昇を4%以下に抑制する措置を別途講じる。

(附則)

この要綱は、平成24年2月9日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は平成27年7月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

県営住宅家賃減免承認書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏 名 様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）印

年 月 日付で申請のありました家賃の減免については、次のとおり承認します。

支払うべき家賃	減免される額	減免後の家賃
円	円	円
減免期間	年 月分から	年 月分まで

- 備考 1 家賃の滞納、保管義務違反、迷惑行為等により県営住宅条例に違反した場合には、減免が取消されることがあります。
- 2 減免事由が消滅した場合又は生活保護法による住宅扶助を受けることになった場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 2の届を提出しないまま家賃の減免を受けた場合には、減免事由の消滅時にさかのぼって減免を取消され、支払うべき家賃の額と減免後の家賃の額との差額を追加徴収されることがあります。

第2号様式（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

県営住宅家賃減免不承認通知書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏 名

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）印

年 月 日に申請のありました家賃の減免については、次の理由により不承認としたので通知します。

不承認理由

県 営 住 宅 家 賃 減 免 取 消 通 知 書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏 名 様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏 名）印

先に承認した家賃の減免については、次の理由により取消したので通知
します。

1 減額（免除）取消年月日 年 月 日

2 取消理由

確 認 書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏 名

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏 名）印

あなたは、次の理由により保管義務、迷惑行為の禁止等を定めた県営住宅条例に違反しており、家賃減免の取消事由に該当している可能性があります。

つきましては、 年 月 日までに へ連絡してください。

なお、今後、改善が見られない場合は、先に承認した家賃の減免を取り消すことがありますので、通知します。

該当理由

第3号様式の3（第11条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

県営住宅家賃減免取消予告通知書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏名

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）印

あなたは、次の理由により保管義務、迷惑行為の禁止等を規定した県営住宅条例に違反しています。再三の指導にもかかわらず改善がありませんので、次の期限までに改善がない場合は、先に承認した家賃の減免を取り消すことを予告します。

対応期限

年 月 日

減額（免除）取消予定年月日

年 月 日

取消理由

第3号様式の4（第11条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

県営住宅家賃減免取消予告通知書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏名

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）印

あなたは、次の理由により県営住宅条例施行規則に違反しています。次の期限までに家賃滞納の解消がない場合は、先に承認した家賃の減免を取り消すことを予告します。

納付期限

年 月 日

減額（免除）取消予定年月日

年 月 日

取消理由

滞納による減免取消

第4号様式（第12条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

県営住宅家賃徴収猶予承認書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏 名 様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）印

年 月 日付けで申請のありました家賃の徴収猶予については、
次のとおり承認します。

支払うべき家賃	徴収猶予される額	猶予後の家賃
円	円	円
徴収猶予期間	年 月分から	年 月分まで

- 備考 1 徴収猶予の期間は、6ヶ月を超えることはありません。
- 2 徴収猶予期間が満了したときは、速やかに徴収猶予されていた額を納付してください。
- 3 徴収猶予を受けた事由が消滅した場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- 4 徴収猶予期間中内にその事由が消滅したとき又は徴収猶予の理由がないことが判明したときは、徴収猶予を取消します。この場合は、速やかに徴収猶予されていた額を納付してください。

第5号様式（第12条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

県営住宅家賃徴収猶予不承認通知書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏名

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）印

年 月 日付けで申請のありました家賃の徴収猶予については、次の理由により不承認としたので通知します。

不承認理由

第6号様式（第13条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

県営住宅家賃徴収猶予取消通知書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏名

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）印

先に承認した家賃の徴収猶予については、次の理由により取消したので
通知します。

1 徴収猶予取消年月日 年 月 日

2 取消理由

第7号様式（第17条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

県営住宅敷金減免承認書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏名

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）印

年 月 日付けで申請のありました敷金の減免については、
次のとおり承認します。

支払うべき敷金の額	円
敷金の減免額	円
減免後の敷金の額	円

第8号様式（第17条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

県 営 住 宅 敷 金 減 免 不 承 認 通 知 書

年 月 日

住宅世帯コード

住宅名

住宅番号

氏 名

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏名）印

年 月 日付けで申請のありました敷金減免については、
次の理由により不承認としたので通知します。

不承認理由